

「企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案仕様書

1 業務の名称

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2 業務目的

自治体が行う地方創生事業に対し、寄附を行った企業が税制上の優遇措置を受けられる地方創生応援税制（以下、「企業版ふるさと納税」という。）は、地方への資金の流れや地域との連携を強め、地方創生の充実・強化を図るものである。

村上市では、企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画を作成し、本制度の積極的な活用を図るべく、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、企業版ふるさと納税を活用した取り組みを効果的に実施することを目的とする。なお、国が認定した最新の地域再生計画に基づき事業を実施することとする。

3 業務内容

本業務の受託者は、次のいずれか、または複数の手法の組み合わせにより、企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指す。ただし、(1)の業務は必須とする。

- (1) 企業版ふるさと納税による寄附を行う見込のある企業（以下、「寄附見込企業」という。）に対する当市のプロジェクトの紹介。
- (2) 寄附見込企業の新規開拓及びアプローチ。
- (3) 当市への寄附見込企業の紹介。
- (4) 総合戦略に基づいた地域課題解決に資する、企業版ふるさと納税活用可能事業の企画提案や助言。
- (5) 前各号のほか、当市の寄附獲得に資する支援。

4 業務上の注意事項

- (1) 業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、村上市と受託者が協議して決定すること。
- (2) 本仕様書に疑義を生じた場合は、あるいは定めのない事項については、村上市と受託者が協議して決定すること。
- (3) 受託者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることをしてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認める時は、市の承認を得た上でその一部を委託することができる。
- (4) 本業務を通じた寄附は、別途示す「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について」の寄附企業から本市への提出を原則とする。また、本業務を通じた寄附の証明として、「村上市が契約するマッチング支援業者からの紹介」が寄附の契機になったかという主旨の設問を設けることとする。

5 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

ただし、契約満了の1か月前までに本市又は受託者の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

なお、本市において本事業の予算確保が困難になった場合は、期間満了の1か月前を超過した場合であっても、契約を自動更新せず終了させることができるものとする。

6 業務報告

受託者は、業務の進捗に応じて定期的に本市に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、企画提案内容を踏まえた上で受託者との協議により定めるものとする。

7 支払時期

支払時期は、受託者との協議により支払いを行うものとする。